

府中市環境美化推進委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 4 3 号

府中市環境美化推進委員会規則の一部を改正する規則

府中市環境美化推進委員会規則（平成 1 6 年 3 月府中市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 省 略</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 条例第8条第1項に規定する推進地区の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 条例第9条第1項に規定する禁煙路線の指定、<u>変更（市等が喫煙所を設置し、又は撤去することに伴う変更を除く。）</u>又は解除に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)～(6) 省 略</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 省 略</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 条例第8条に規定する推進地区の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 条例第9条に規定する禁煙路線の指定、<u>変更又は解除</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)～(6) 省 略</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。